プロジェクト　収益認識に関する包括的な会計基準の開発
項目　第 357 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 357 回企業会計基準委員会（2017 年 3 月 28 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

重要性に関する事項の検討

（出荷基準）

2. 一週間という数値が必要な場合には、どのような取引でも一週間以内ならよいと誤解されないように、「通常、一週間を超えることはない」という表現とすることがよいのではないか。

3. 一週間という記載は適切であり、一定の幅がある定めとすることは妥当ではないかと考えられる。

4. 一週間という数値を定めることで、監査手続上の負荷が増加する可能性が考えられるため、国内の販売を対象とすることで十分ではないか。

5. 商品又は製品の支配が移転された時点として「顧客による検収時」を例示すると、それが前提となりかねないため、検収という用語を含めないことがよいのではないか。

（変動対価における収益金額の修正時点）

6. 「変動対価に関する不確実性が年度末及び半期末に解消されること」という要件を設ける場合には、四半期決算を対象とした定めであることを明示する方が理解しやすいのではないか。

7. 「収益の修正額に重要性が乏しい」という要件を設ける場合には、重要性を判断する際に比較する対象を明確にするのがよいのではないか。

8. 変動対価が含まれる取引は業態によって多様であるため、重要性の定めの対象として想定されている取引を明示するのがよいと考えられる。

収益認識の単位及び取引価格の配分に関する事項の検討

（IFRS 第 15 号と現状の契約書ベースの会計処理との相違について）

9. 例えば、機器の販売と保守サービスをセットで契約したものについて、企業の経営判断を反映して、一方を値引きすることは、恣意的な判断ではないかもしれないが、IFRS 第 15 号の目的に反していないとまではいえないのではないか。

（IFRS 第 15 号と工事契約会計基準における収益認識の単位との相違について）

10. 現行の実務を継続することを認めることは重要であると考えられるが、異なる顧客との契約や異なる時点で締結した契約を結合する実務は経営管理に関連するものであり、IFRS 第 15 号による収益の認識時期と大きく異なるものではない場合には、新基準において当該契約の結合を認めることについては、慎重に検討することも考えられるのではないか。

開示（注記事項）の検討

11. 開示の検討を慎重に行うことに賛成する。上場企業と非上場企業に対する開示の定めを異なるものにすることも考えられる。また、適用時期については、IFRS 又は米国会計基準を連結財務諸表で任意適用している企業にのみ、新基準の早期適用を認めることや、米国会計基準のように、非上場企業に対する強制適用時期を上場企業よりも遅らせることが考えられるのではないか。

12. 収益の分解の開示については、セグメント情報に類似していることから、開示対象企業を有価証券報告書提出企業に限定することも考えられるのではないか。

13. 開示の定めについては、IASB によるコストと有用性の検討が十分にはなされなかったと考えられ、実務における問題点を見極めるために、検討を遅らせるということに賛成する。また、開示項目によっては、それが有用と認められる業種に適用範囲を限定することが考えられるのではないか。

以　上